

＜要求水準書(案)に関する質問に対する回答＞										
No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
1	要求水準書(案)							資料	造成工事に関する資料を公開して頂いていますが、設計途中で構いませんので図面を公開して頂きたいです。区分だけでは工事算出の精度に誤りとなる可能性があり、結果として応札への影響が過大につながりますので、ご検討、よろしく申し上げます。	公開可能な図面は参考資料として、今後県警ホームページで公表します。
2	要求水準書(案)	1	1. 2.					事業目的	本施設において職員用の駐車場は何台用意すべきでしょうか。	県警職員用駐車場は不要です。
3	要求水準書(案)	2	1.3.2.	(2)	イ			基本方針	「EV自動車の普及に伴う充電設備等のインフラ整備」とありますが、EV専用駐車場5台分にすべて充電設備は必須でしょうか。	No12を参照してください。
4	要求水準書(案)	2	1.3.2.	(2)	イ			充電設備	EV自動車の充電設備等のインフラ整備に対応する必要設備仕様・容量などを教えてください。	No12を参照してください。
5	要求水準書(案)	2	1.3.2.	(4)	エ			基本方針	「子ども連れから高齢者まで、すべての利用者に配慮した施設」とあり、「乳幼児等の同伴に対応した機能の整備」が求められていますが、居室としては予定されている授乳室と多機能トイレの設置のみでよいのでしょうか。乳幼児同伴での来庁者は稀だと思いますが、保育士の配置などを想定した予算取りはされていないという理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、左記の居室の他、更新講習室の後部に防音性のある親子ルームを配置してください。(資料8参照) 後段につきましては、ご理解のとおりです。
6	要求水準書(案)	3	2. 1	(4)				計画地の地質条件	開示資料に含まれていない地中障害物、埋設物、埋設廃棄物等が発見され、撤去又は設計変更が必要となった場合、埋蔵文化財と同様に工期延長を認めていただけると共に、増加費用は、県が負担していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的には前段、後段ともにご理解のとおりですが、事象に応じて協議により決定します。
7	要求水準書(案)	3	2.2.	(1)				来場者数	現施設の来場者実績及び将来の来場者予測を「資料 6 運転免許センター来場者実績」に示す。と記載がありますが「来場者予測」の記載がございません。資料をいただけますでしょうか。	公表している資料がすべてとなります。
8	要求水準書(案)	3	2.2.	(2)				職員数	県警側の駐車場台数は何台程度計画させていただいたらよろしいでしょうか。	No2を参照してください。
9	要求水準書(案)	3	2.2.1	(2)				施設の立地条件	道路・隣地の斜線規制：都市再生特別地区により緩和とありますが斜線規制なしと考えてよろしいでしょうか。	1:1.25としてください。
10	要求水準書(案)	3	2.2.2	2				職員数	職員数の男女比率の割合は、過去や今後についても現在と同様に6対4程度と理解してよろしいでしょうか。	職員数は今後変動する可能性があるため、将来予測は困難です。
11	要求水準書(案)	3	2.2.2	3				開門時間	開門時間が、午前5時30分～と記載されていますが、早朝より開門する理由などあればご教示ください。また、開門は県にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、職員の出勤前に開門するためです。 後段につきましては、県で実施します。
12	要求水準書(案)	4	2.2.3					EV充電設備	EV専用駐車場5台以上について、①充電器の必須台数、②普通・急速の区分、出力、③課金・認証方式、④利用者用と公用・試験車両用の区分及び⑤将来増設用配管・受電容量をご教示ください。⑥EV専用区画は充電器付き区画を意味するか、区画のみでも可かを明示してください。	①につきましては、5台設置とします。 ②につきましては、急速とします。 ③につきましては、設置者で利用料金の変更の設定ができる仕様としてください。 ④につきましては、利用者用とします。 ⑤につきましては、提案に委ねます。 ⑥につきましては、充電器付き区画としてください。
13	要求水準書(案)	4	2.3					整備対象施設の延床面積	各施設の延床面積について、「㎡程度」と記載がありますが±10%や上限下限の設定はございますでしょうか。	上限下限の設定はありませんが、できるだけ±5%以内に抑えてください。
14	要求水準書(案)	4	2.3					車庫	車庫に停めるのは、資料13 保有車両一覧に記載の自動車・二輪車のみでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書(案)	4	2.3					整備対象施設の概要 四輪駐車場	一般利用485台以上・事業者が利用する駐車場は上記485台とは別に適宜設置する事と定められておりますが、施設職員の利用する駐車場は一般利用台数の中に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	No2を参照してください。
16	要求水準書(案)	4	2.3.					施設概要	庁舎の延床面積について【7, 680㎡程度】とありますが、全体面積で▲5%程度の削減は可能との理解で宜しいでしょうか。可能であれば、下限値を提示いただけたら有難いです。 車庫や発着場についても同様となります。	No13を参照してください。
17	要求水準書(案)	4	2.3.					整備対象施設の概要	庁舎の延床面積7,680㎡程度とすることとなっていますが、下限はないとの理解でよろしいでしょうか。	No13を参照してください。
18	要求水準書(案)	5	2.4	(1)	ア			事前調査業務	実施されるボーリングの位置をご教示ください。現在の庁舎計画位置では埋蔵文化財エリアから外れているが、近接した場合に追加調査などの要請はないでしょうか。	県では資料4に示す地質調査以外の調査は実施しません。 資料4以外の調査が必要な場合には、事業者の判断で調査を行ってください。
19	要求水準書(案)	5	2.4.	(1)	ア			事前踏査業務	電波障害調査業務について、机上計算との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、問題が発生した場合には事業者にて対応してください。
20	要求水準書(案)	5	2.4	(1)	イ			各種申請業務	計画通知とありますが、確認申請とすることは可能でしょうか。	計画通知とし、民間の指定機関に提出することは可能です。
21	要求水準書(案)	5	2.4	(1)	イ			各種申請手数料	申請手数料は事業者負担でしょうか。また民間審査機関への確認申請は可能でしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。 後段につきましては、No20を参照してください。
22	要求水準書(案)	5	2.4	(1)	ウ	(イ)		ZEB取得に関して	BELS認証の取得は行いますか。また取得する場合、取得費用は事業者負担でしょうか。	BELS認証の取得をしてください。 また、取得費用は事業者負担とします。
23	要求水準書(案)	5	2.4.	(1)	カ			備品整備業務	この業務について、エ 庁舎整備業務に含めるか又は(2)維持管理業務に含めるかをご教授ください。 コンソーシアム内でのリスク分担としてわかりにくいので、ご質問します。	庁舎整備業務に含まれます。
24	要求水準書(案)	6	2.4	(6)	ア			業務との調整・協力	造成工事や関連工事での調整内容を提示ください。 (盛土規制法での責任(担当)区分を確認したい。)	内容については工事工程、施工ヤード等の相互調整を想定しております。責任分担については資料5-1のとおりです。また盛土規制法における完了時は最終計画高となっている必要があるため、必要に応じて変更手続きが発生します。その場合の変更手続き、費用については県警の負担とします。
25	要求水準書(案)	6	2.4	(6)	ア			県が行う下記の業務との調整・協力	造成工事との調整業務において具体的にどの様な内容の調整・協力が必要となりますでしょうか。また造成工事とのリスク責任分担についてはどの様に考えられておりますでしょうか。	前段につきましては、No24を参照してください。 後段につきましては、入札公告時に示します。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
26	要求水準書(案)	6	2.4	(6)	イ			県が行う下記の業務との調整・協力	現施設からの什器備品等の整備対象施設への移転※及び廃棄業務について、①現施設の什器備品の移転、廃棄物の調査、選定は県が行い、その選定されたものの移転を事業者が行うという理解で宜しいでしょうか。②またその移転費を事業者に求める場合は、想定 の物品量を開示いただけますでしょうか。(事業費にかかわるため)	①につきましては、本項目に記載の移転業務は、選定から移転、廃棄まで全て県が行います。事業者で行っていただく移転業務と重ならないよう、日程調整を行うことを想定しています。 ②につきましては、県で行うため開示しません。
27	要求水準書(案)	6	2.5					事業スケジュール(予定)	計画地の造成工事を令和12年3月までに行う予定であり、区域を分け、段階的に引き渡す予定を基に施設整備のスケジュールを検討すると考えてよろしいでしょうか。また造成工事の基本計画図等の開示時期はどの様に考えられておりますでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。 後段につきましては、No1を参照してください。
28	要求水準書(案)	6	2.5.					造成工事	造成工事が遅れた場合には、事業者が求めれば、引き渡し時期変更がなされるだけでなく、事業者に増加費用が生じた場合には、当該増加費用は県が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	要求水準書(案)	6	2.5.					事業スケジュール(予定)	造成工事の遅延により事業者の建設工程に影響が生じた場合の工期調整及び費用負担の考え方についてご教示ください。	No28を参照してください。
30	要求水準書(案)	6	2.4.	(5)				任意提案事業	売店等の運営とありますが、有人・無人については事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書(案)	6	2.4.	(6)	イ			廃棄業務	確認ですが、現施設で不必要とされた什器備品の廃棄業務は貴県で実施されとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	要求水準書(案)	8	2.6	(2)	ア			適用基準等	適用基準等の「建築構造設計基準の資料」における「大地震動時の層間変形の制限」については、純ラーメン架構が成立し難く平面計画上の制約が生じ得ますが、当該部分の適用方針をご教示ください。また、適用の場合は免許センターのみで別棟については提案と考えてよろしいでしょうか。	非倒壊と非構造部材の過大損傷防止の観点から、「大地震動時の層間変形の制限」と同等以上の効果の提案であれば可とします。
33	要求水準書(案)	8	2.6	(2)	ア			公共建築工事積算基準について	PFIの民間企業のメリットを活かすため、公共積算ではなく民間企業独自の民間積算としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書(案)	10	2.9	(1)				その他の留意事項	周辺住民の工事車両からの環境負担軽減の面からも造成工事にて搬入された搬入土を建設残土処分をする事を出る限り減らす必要があると思われます。今後、造成工事の造成高等を調整して頂く事は可能でしょうか。	原則として、原案のとおりとします。別途発注予定の基盤整備工事業者及び発注者と調整ができた場合、可能となります。ただし、必要な協議調整についての負担はPFI事業者で実施する必要があります。
35	要求水準書(案)	12	3.1.1	(2)	ケ	(イ)		環境対策、保全への配慮	ZEB Readyが可能であれば太陽光パネルを100KW以下とすることは可能でしょうか。	不可とします。
36	要求水準書(案)	12	3.1.1	(2)	ケ	(ウ)		太陽光発電設備	①100kW以上の基準は太陽電池モジュールの公称最大出力(DC)又はパワーコンディショナ出力(AC)のいずれかをご教示ください。②系統連系、出力制御、逆潮流・余剰売電、発電量計測、蓄電池の要否、③屋上の警察無線設備・保守動線との離隔、④災害時利用及び維持管理・更新の要求も明示してください。	①につきましては、公称最大出力(DC)とします。 ②につきましては、余剰売電は可としますが、電力会社と協議の上、必要な設備を配置してください。なお、蓄電池は整備してください。 ③につきましては、屋上の警察無線設備・保守動線に影響がないよう提案をしてください。 ④につきましては、災害時利用は提案に委ね、維持管理・更新は「4.5.点検・保守・経常計画修繕業務」の業務対象施設に含まれます。
37	要求水準書(案)	12	3.1.1.	(2)	ケ	(ウ)		太陽光発電設備	「太陽光発電設備(100kW以上)」は、モジュール・パワーコンディショナーそれぞれが100kWを超える必要がありますか。	No36を参照してください。
38	要求水準書(案)	13	3.1.3	(1)	ア	(ウ)		業務の実施	技能試験コース他を設計する者の資格を記載されていますが、実施要領p2、2.3事業者ヒアリングの参加資格とはリンクしないと考えて宜しいでしょうか。(事業者ヒアリングは、技能試験コース他を設計するものの資格を要しなくても参加してもよいという理解で宜しいでしょうか)	ご理解のとおりです。
39	要求水準書(案)	13	3.1.3	(1)	ア	(ウ)		技能試験コース資格について	技能試験コースは敷地内で建築工事の外構工事となり、道路仕様での設計はおこないません。資格要件をなくすことは可能でしょうか。他の免許センターでも公共の道路仕様では設計をおこなっていません。また舗装などは通行する車両の重量に耐える仕様で設計をおこないますので仕様として問題はありません。	入札公告時に示します。
40	要求水準書(案)	13	3.1.3.	(1)	ア	(ウ)		技能試験コース他を設計する者	技術士(道路部門)または RCCM(道路部門)の資格を有している者であることとされていますが、上記の資格者が実施方針のP9 設計業務を担当する者(設計企業)に所属あるいは設計企業からの再委託先企業に所属して、当該業務を行う必要があるという認識でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
41	要求水準書(案)	13	3.1.3	(1)	ウ	(ウ)		設計内容の協議等	業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに県に設計図書を提出し、中間報告を行い、十分な打合せをすること記載がありますが、業務区分はどの様なものと考えられておりますでしょうか。また打合せ時の設計図書とはどの様なものをものを指されておりますでしょうか。	前段につきましては、基本・実施設計(造成工事に係る設計を含む)を想定しています。 後段につきましては、事業者選定後に協議により決定します。
42	要求水準書(案)	13	3.1.3	(1)	オ			造成設計に係る設計	基盤造成設計者が作成・申請した「宅地造成及び特定盛土等規制法」の図面は、公告時に開示される予定でしょうか。	No1を参照してください。
43	要求水準書(案)	13	3.1.3	(1)	オ			造成工事に係る設計	基盤造成設計者が作成・申請した「宅地造成及び特定盛土等規制法」の図面はいつ頃に事業者へ貸与される様に考えられておりますでしょうか。	No1を参照してください。
44	要求水準書(案)	13	3.1.3	(2)				事前調査業務	近隣境界部の周辺住民宅の家屋調査(事前・事後)は造成工事においても調査されますでしょうか。リスク責任分担についてはどの様に考えられておりますでしょうか。	前段につきましては、事前事後ともに県で行い、造成工事前とPFI事業による工事後に行います。 後段につきましては、「損失補償算定標準書」(近畿地区用地対策連絡協議会)によるものとします。
45	要求水準書(案)	13	3.1.3	(2)	ア			事前調査業務	土壌調査及び電波障害調査を必須と記載がありますが土壌調査とは土壌汚染状況調査のことを指すのでしょうか。 また、土壌汚染状況調査は別途発注予定の造成工事で実施されないのでしょうか。	PFI事業に求められる土壌汚染対策法上の手続きが必要です。造成工事における手続き資料については、契約後に貸与します。
46	要求水準書(案)	13	3.1.3.	(2)	ア			土壌調査	必須業務として【土壌調査】とありますが、具体的にはどのような項目となりますでしょうか。土壌汚染関連ではないと考えておりますが、確認させてください。	No45を参照してください。
47	要求水準書(案)	13 14	3.1.3	(3)				各種申請業務	変更手続きは当初申請者が行うとありますが、業務費用については県からお支払い頂くと考えて良ろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	要求水準書(案)	14	3.1.3.	(4)	ア	(ア)	a	提出媒体	図面等のデータ提出媒体について、CD-Rとなっているが、DVD-Rとしても良いか。または、クラウドサービス活用等によるネット通信を利用したデータ納品でよいか。	前段につきましては、可とします。 後段につきましては、不可とします。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
49	要求水準書(案)	14	3.1.3	(4)	ア	(ア)	b	説明資料	コスト削減検討書、採用設備計画比較検討書等、提案時選定している項目についての提出物については成果品提出前の協議により決定としていただけないでしょうか。	事業者選定後に協議します。
50	要求水準書(案)	14	3.1.3	(4)	ア	(ア)	b	説明資料	ランニングコストに関する成果物の提出にあたり、現施設や県内同規模の施設における年間の光熱水費について、資料(単価・使用量の月額内訳等・直近3年間程度)があれば、ご提示頂くことは可能でしょうか。	提示の有無も含めて、事業者選定後に協議します。 なお、現施設のエネルギー使用料は、資料26を参照してください。
51	要求水準書(案)	14	3.1.3.	(4)	ア	(ア)	b	説明資料	負荷計算書とあるが、計画段階における想定計画容量等による簡易計算によるものと捉えて良いか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書(案)	14	3.1.3	(4)	アイ	(ア)	b	説明資料	ランニングコストに関する成果物の提出にあたり、計算書の書式等は所定のものがございませうか。	特に所定のものはありません。
53	要求水準書(案)	15	3.1.3.	(4)	イ	(ア)	a	電気設備設計図	電波障害対策図の提出が求められていますが、電波障害対策は本工事となりますでしょうか。	電波障害対策は本事業に含まれます。
54	要求水準書(案)	15	3.1.3	(4)	イ	(ア)	b	工事費内訳書	今回の事業はPFIのため官庁積算は不要と考えているが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書(案)	15	3.1.3	(4)	イ	(ア)	b	工事費内訳書	本PFI事業においては官庁積算でないと考えておりますが、工事費積算として工事費を算出すると考えてよろしいでしょうか。	No54を参照してください。
56	要求水準書(案)	15	3.1.3.	(4)	イ	(ア)	b	工事費内訳書	確認ですが、実施設計図に基づく【官積算】ではないととの理解で宜しいでしょうか。あくまでも工事担当企業による工事費として積算する予定です。	No54を参照してください。
57	要求水準書(案)	15	3.1.3	(4)	イ	(ア)	c	設計計算書	ランニングコスト計算書とはどのような資料を想定されていますでしょうか。	導入した建築、設備の運転や修繕費用等の計算書を想定していますが、詳細は事業者選定後に協議して決定します。
58	要求水準書(案)	15	3.1.3	(4)	イ	(ア)	d	数量計算書	本PFI事業においては官庁積算でないと考えておりますが、数量計算書は数量総括表ならびに数量集計表のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	要求水準書(案)	15	3.1.3	(4)	イ	(ア)	e	設計計算書	室内空気中化学物質の抑制措置検討書とはどのような資料を想定されていますでしょうか。	ホルムアルデヒドなどの室内空気中化学物質について、材料の選定、換気設備、完成後の濃度測定方法などを踏まえた本施設としての具体的な抑制措置と検討プロセスを文書化したものを想定していますが、詳細は事業者選定後に協議します。
60	要求水準書(案)	16	3.2.1.	(2)				業務期間の変更	不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由による工期の延長は、奈良県建設工事請負契約書(第22条、第30条)に準じた取り扱いをしていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書(案)	16	3.2.2.	(1)				業務の実施 －全体事項	建設業務を複数企業で実施する場合、各構成員の業務分担については、建築工事・土木工事・設備工事等の工種別の分担に加え、工事工程や施工エリア等による分担とすることも可能と理解してよろしいでしょうか。	可とします。
62	要求水準書(案)	16	3.2.2.	(1)				業務の実施 －全体事項	建設工事に関する近隣地区住民への説明及び調整はPFI事業者の事業範囲と認識していますが、事業の前提となる事柄(本事業の実施)に関する近隣地区住民への同意の取付け等は、県が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書(案)	16	3.2.2	(1)	ウ			近隣調整に関する既把握事項	事業の前提となる事柄に関する近隣地区住民への説明及び調整・同意の取付け等は、事業者が実施することとありますが、公募前に本事業を実施することに関しては事前に近隣地区住民に周知され、一定の合意は得られたうえで公募されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書(案)	17	3.2.2.	(1)	カ			業務の実施 －全体事項	本施設の設置に対して、第三者からの要求等があり追加費用が生じる場合、当該費用について県が負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	要求水準書(案)	17	3.2.2.	(3)	イ	(エ)	a	その他	工事中に第三者に損害を与えた場合、県が責任を負う「合理的な理由」とはどのようなケースを想定しているか、ご教示ください。	県の職員が第三者に損害を与えた場合等が想定されます。
66	要求水準書(案)	18	3.2.2.	(3)	イ	(エ)	a	第三者への損害	事業者が工事中に善管注意義務(合理的・合法的な要求範囲含む)を果たしていても防ぎきれない第三者への損害が生じる場合は、奈良県建設工事請負契約書第29条第2項が適用され、県が責任を負うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書(案)	20	3.2.2	(5)	エ	(ウ)		工事に伴う条件 その他	「宅地造成及び特定盛土等規制法」における変更申請図を基に施工する事と記載がありますが、具体的に変更申請図は何を指しておりますでしょうか。	変更申請図は、申請図を指しています。
68	要求水準書(案)	21	3.3.2.	(1)	エ			整備対象施設の建設に係る工事管理業務	「建築監理業務委託書(民間(旧四会)連合協定)」と記載ありますが旧四会ではなく四会ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書(案)	21	3.4.	(1)				調達備品リスト	資料23及び24(備品特記仕様書)を確認しておりますが、可能でしたら参考事例としてメーカーの品番をご提示いただけないでしょうか。仕様として相当品をご準備しますので、ご確認ください。	可能な限り、入札公告時に示します。
70	要求水準書(案)	21	3.5					移転作業業務	3.2. 1(1)-イに記載の移転作業業務は県として何ヶ月程度想定していますか。	開業準備期間(令和13年10月～12月)の3ヶ月を想定しており、書類や備品等を順次新庁舎へ運搬する予定です。
71	要求水準書(案)	21	3.5.					移転作業業務	公募時の引越し備品リストより備品数量等の変更が発生した場合、業務費用を見直しいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書(案)	21	3.5.					移転作業業務	PC・個人情報を含む書類・重要機器など「破損や情報漏えいが致命的な物」は職員搬送とする認識でよろしいでしょうか。	資料25にあるものはすべて事業者で運搬してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
73	要求水準書(案)	21	3.6.					施設の引渡し業務	建築物の登記は県が行うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書(案)	21, 22	3.7.1.	(1) ～ (6)				インフラ	各インフラについて、計画するにあたり、引込可能量や負担金など確認、調査を行うことは可能か。	可能です。
75	要求水準書(案)	22	3.7.1	(3)				雨水	要求水準書(案)の雨水貯留槽への接続方法については事業者の提案と記載がありますが、『資料5-1 造成工事とPFI事業における業務区分表』ならびに『資料5-2 造成工事における事業区分図』と相違がある様に思われます。造成工事にて雨水貯留槽を計画されるにあたり、雨水流量計算・流域図等を計画されていると思われます。PFI事業範囲の施工においてはどの様に接続方法を検討する様に考えればよろしいでしょうか。雨水貯留槽への接続管底高・接続位置・接続最大管径等をご教示願います。	No1を参照してください。
76	要求水準書(案)	22	3.7.1	(4)				インフラ設備等との接続	付近道路に敷設されているガス管とありますが、その図面をご教示ください。	事業者にて調査をしてください。
77	要求水準書(案)	22	3.7.2	(2)	ア			施設配置計画	屋外での横断は行わないことを基本とすると記載がありますが、技能試験コース(二輪)への移動の考え方は除くと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	要求水準書(案)	23	3.7.2	(2)	エ			施設配置計画	公用車及び試験車両等の出入口のセキュリティの考え方をご教示願います。	車庫に電動シャッターを備えつけてください。また、必要な数のリモートキーを用意してください。
79	要求水準書(案)	23	3.7.2	(2)	カ			施設配置計画	駐車場台数(一般利用)は485台以上確保する事と定められておりますが、施設職員の利用する駐車場は一般利用台数の中に含まれていると考えてよろしいでしょうか。	No2を参照してください。
80	要求水準書(案)	23	3.7.2.	(2)	ク・ケ			施設配置計画	住宅街への騒音対策および緩衝材としての樹木配置については何か事前に近隣住宅街との取決め等があるのでしょうか。	特にありません。
81	要求水準書(案)	23	3.7.2.	(5)	ア			非常時対策	非常時対策における非常時の想定対応期間は、3.7.6.(2)イ 自家用発電設備にある72時間が最低条件時間とし、在館者以外を受け入れる避難施設としての要求条件は無いとの理解で良いか。	前段につきましては、ご理解のとおりですが、それ以上の提案は妨げません。後段につきましては、ご理解のとおりです。
82	要求水準書(案)	23	3.7.2.	(5)	ア			非常時対策	上記において、周辺地域における避難施設としての機能は求められていないと考えて良いか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書(案)	23	3.7.4	(5)	ア	(ア)	b	必要諸室面積の取扱い	資料8に記載の各諸室面積の増加は可能と理解しておりますが、上限設定や計画上の留意事項があればご教示ください。	上限下限の設定はありませんが、提案上は±10%程度としてください。
84	要求水準書(案)	26	3.7.4	(5)	ウ			発着場プラットフォームの必要条件	発着場のプラットフォーム数および配置は事業者提案とされていますが、想定されるピーク時利用人数、同時発着台数その他設計上考慮すべき条件がございましたらご教示ください。	ピーク時における利用人数については、30～40人を想定しています。同時発着台数については最低でも12台以上を想定しています。
85	要求水準書(案)	27	3.7.5	(2)				耐震性能	適用は免許センターのみで別棟については提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	要求水準書(案)	27	3.7.5.	(2)				耐震性能	「建築構造設計基準の資料」に記載の大地震時の変形制限に準拠する場合、過度に耐力が増大することが想定されます。大地震時の層間変形角は保有水平耐力算定時の層間変形角に置き換えてよろしいですか。	No32を参照してください。
87	要求水準書(案)	27	3.7.5	(5)				長期耐用性能の確保	適用は免許センターのみで別棟については提案と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書(案)	27	3.7.6.	(2)	ア	(ウ)		受変電設備	受変電設備の停電を伴う年次点検は、開庁日以外の日を利用し、全館停電により点検を行えるものと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	要求水準書(案)	28	3.7.6.	(2)	イ	(ウ)		自家用発電設備	自家用発電回路からの電力はCVCFを介して供給することとなっていますが、自家用発電機は電源確率(1分程度)以降は、電圧・周波数は一定になる設備となっています。ここで求められているCVCFは、UPSの意図としての記載でしょうか。	CVCFは蓄電池を持たせUPSの機能を備えてください。
90	要求水準書(案)	28	3.7.6.	(2)	イ	(ウ)		自家用発電設備	静止型電源設備での記載では、「免許端末設置諸室(事務室)、免許作成室及び写真撮影室」の自家用発電設備系統及びCVCF系統、「免許係事務室」のCVCFとUPS(無停電電源装置)を結ぶ電源系統の記載はありますが、それ以外の機器のCVCFの記載がありません。静止型電源設備の部分に記載されている負荷以外は、CVCFを介して接続する必要はないものと考えて良いでしょうか。	No89を参照してください。
91	要求水準書(案)	28	3.7.6.	(2)	イ	(オ)		自家用発電設備	非常用負荷は、防災負荷が稼働する際は、火災信号により、電源切り離しを行い、電源供給を停止する負荷と考えて良いでしょうか。	提案に委ねます。
92	要求水準書(案)	28	3.7.6.	(2)	イ	(オ)		自家用発電設備	非常用負荷の照明、コンセントは「写真撮影室、免許作成室」の25%を対象とするのか、建物全体の25%を対象とするのか、どちらでしょうか。	「写真撮影室、免許作成室」及び建物全体の25%を対象とします。
93	要求水準書(案)	28	3.7.6.	(2)	イ	(オ)		自家用発電機	自家用発電設備(72時間稼働)は、整備時において、運転可能な燃料を備蓄すること。とありますが、引渡後の燃料の補給・交換は県が実施することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書(案)	28	3.7.6.	(2)	ウ	(イ)		静止型電源設備	「免許端末設置諸室(事務室)、免許作成室及び写真撮影室の電源系統は自家用発電設備系統及びCVCF系統とすることとなっていますが、CVCFが蓄電池を持たない設備との前提であれば、自家用発電機は電源確率(1分程度)までは、電源が途絶するとの考え方で良いでしょうか。電源途絶が不可との判断の場合、UPSとの違いはどのように考えれば良いでしょうか。	No89を参照してください。
95	要求水準書(案)	28	3.7.6.	(2)	ウ	(ウ)		静止型電源設備	「CVCF室の冷房機器と発電機を結ぶ電源系統を用意すること。」は、CVCF系統とせず、自家用発電設備から電源供給が行えるようにすることで良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	要求水準書(案)	28	3.7.6.	(2)	エ	(エ)		幹線設備	「庁舎1階壁面に電源車から通信機械室までの電源供給を行うルートを構築すること。」は、電源接続盤・幹線などの対応を含むのか、ルート確保とし配線ルートの確保だけで良いのか、どちらでしょうか。	電源接続盤・幹線などの対応を含みます。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
97	要求水準書(案)	28	3.7.6.	(2)	エ	(エ)		幹線設備	「庁舎1階壁面に電源車から通信機械室までの電源供給を行うルートを構築すること。」は、想定電源容量を教えてください。	MCCB 3P 100/100のブレーカーを設置してください。
98	要求水準書(案)	28	3.7.6.	(2)	オ			雷保護設備	方式は、最新のJISより、JIS Z 9290-3:2019に準拠することと考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準書(案)	29	3.7.6.	(2)	カ			電灯設備	屋外照明は免許センターのアプローチ部分・駐車場を対象とし、試験コースは対象外と考えて良いでしょうか。試験コースが該当する場合は、照度基準を御教授ください。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書(案)	29	3.7.6.	(2)	ク	(ア)		構内情報通信設備	「マルチキャリア対応とすること。」は通信事業者ごと(5社程度)の引き込みに対応可能な配線ルートを確保することを指すことで良いでしょうか。他に対応が必要な内容があれば、御教授ください。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書(案)	29	3.7.6.	(2)	ク	(カ)		構内情報通信設備	電話設備の引込は2重ルート化の記載がありますが、構内情報通信設備についても2重ルートが必要でしょうか。	提案に委ねます。
102	要求水準書(案)	30	3.7.6.	(2)	ケ	(ア)		電話設備	「警察電話用の交換機・電話機及び電話線施設工事は本事業の範囲外とする…」と記載されています。警察電話用の交換機・電話機の点検・保守・経常計画修繕業務は事業者の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	要求水準書(案)	30	3.7.6.	(2)	ケ	(イ)		電話設備	電話設備は、構内情報通信設備とは別に、引込用配管が何本必要でしょうか。	資料14を参照してください。
104	要求水準書(案)	30	3.7.6.	(2)	サ	(ア) (イ)		視聴覚設備	[(ア)県は、合格発表、受験者等来庁者案内、学科試験室内表示等に用いる視聴覚設備を既設施設から移転・設置する]「(イ)移転設備の移転・設置工事は本事業の範囲外とする…」と記載されています。視聴覚設備の点検・保守・経常計画修繕業務は事業者の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書(案)	31	3.7.6	2	チ			電気時計設備	諸室に時刻表示装置を設置すること、とありますが時計の設置は備品整備ではなく、庁舎整備工事業務に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書(案)	31	3.7.6.	(2)	セ	(ア)		中央監視設備	防犯・昇降機・監視カメラ・照明等の運転状態や警報は、集中管理パネルとして集約して機器を設置するが、設備としては、別システムのものとしても問題ないか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書(案)	31	3.7.6.	(2)	セ	(ウ)		中央監視設備	「中央監視設備の監視・操作は、開庁時間帯は事業者が、その他の時間は県が行う…」と記載されています。開庁日につきましても県が24時間、監視・操作を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書(案)	31	3.7.6.	(2)	ソ			監視カメラ設備	屋外カメラの管路や電路は、当該専用として確保されるでしょうか。	提案に委ねます。
109	要求水準書(案)	31	3.7.6.	(2)	ソ			監視カメラ設備	「資料 16 監視カメラ設備等工事特記仕様書」に記載の遠隔操作、ズーム機能及び角度変更機能を有すること。とあるが、屋外、屋内全てのカメラ(36台)がPTZ(パン・チルト・ズーム)機能モデルでしょうか。	屋内のみ左記仕様とします。
110	要求水準書(案)	31	3.7.6.	(2)	タ	(ア)		防犯設備	屋外からの出入口及び諸室に施錠装置を設置とあるが、クラス0となる通用口や一般来庁者用の自動ドアも含まれるでしょうか。 更間として各所出入口の電子錠はICカードで常時入退出運用を想定されているでしょうか。	前段につきましては、含まれます。 後段につきましては、想定していません。
111	要求水準書(案)	32	3.7.6	(3)	エ	(イ)	a	給水設備	給水設備について水槽容量の記載があるが、受水槽方式を指定するものか。広域水道企業団の基準に則った上で直結直圧方式や直結直圧・受水槽併用方式などを検討し、提案することは可能か。	受水槽方式の指定はありません。提案に委ねます。
112	要求水準書(案)	33	3.7.7	(1)				技能試験コース基準変更時の負担区分	技能試験コースについて、道路交通法の改正等に伴い、変更する。とありますが、変更に伴い追加費用が発生した場合、、サービス対価とそれに伴う金利は追加変更契約の対象との理解でよろしいですね。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書(案)	33	3.7.7	(2)				技能試験コース(二輪、四輪)・高齢者講習コースの整備	「技能試験コース他及び形状について、関係機関と協議の上、計画・設計及び施工すること。」とありますが、現時点における計画・設計の前提は、「資料20 技能試験コース等に設置する機器及び工作物仕様書」及び「資料21 技能試験コースレイアウト平面図」に示す内容であり、「計画・設計」との記載は、道路交通法等の関係法令の改正や関係機関との協議結果等により計画変更が必要となった場合に対応することを想定した趣旨との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	要求水準書(案)	37	4.1.4.	(15)				事業期間終了後の長期維持管理計画書	建築物の大規模修繕を含む事業期間終了後(建物の法定耐用年数まで)とありますが、貴県にて想定されている年数など具体的内容をご教示ください。	50年を想定しています。
115	要求水準書(案)	37	4.1.4.	(15)				事業期間終了後の長期維持管理計画書	建築物の大規模修繕を含むの長期の維持管理計画とのことですが、長期修繕計画の作成という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	要求水準書(案)	37	4.1.4.	(15)				事業期間終了後の長期維持管理計画書	建築物の大規模修繕を含む事業期間終了後(建物の法定耐用年数まで)とありますが、仮に法定耐用年数を50年と仮定した場合、事業期間終了後16年目～50年目の35年分の作成が必要ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書(案)	37	4.3.1					維持管理の責任分界表	「責任範囲が明確でない場合は協議」とありますが、想定される事例がありましたらご教示ください。	PFI事業以外の業務で整備した設備等の責任範囲を指します。
118	要求水準書(案)	37	4.3.1.					業務の実施	地震や台風などの自然災害、あるいは第三者による損壊(当て逃げ等)が発生した場合の修繕費用は、事業者の負担範囲に含まれますか。含まれる場合は具体的な負担割合や判断基準をお示しください。	入札公告時に示します。
119	要求水準書(案)	37	4.3.3.	(2)				業務担当者	「維持管理を行うに際しては、業務担当者を必要数常駐または配置させること」と記載されています。本業務要求水準では維持管理業務を遂行するにあたり、設備係員の常駐を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	常駐は求めています。緊急時には点検等を実施できる体制としてください。
120	要求水準書(案)	38	4.3.6.	(1)				光熱水費	維持管理業務に係る光熱水費は、原則として、県の負担とするとありますが、維持管理業務期間中に本施設で発生する光熱水費は付帯事業及び任意事業は除いて、全て県の直接負担との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
121	要求水準書(案)	38	4.4.					用語の定義	保守の定義内に「照明器具のランプ交換、空調設備のフィルター交換、ガラスの破損修理などを含む。」とありますが、この3点を例示されている理由はございますでしょうか。 (例えば、既存施設ではガラスの破損修理が頻繁に発生しているためなど)	特に理由等はありません。
122	要求水準書(案)	38	4.4.					用語の定義	ガラス破損は第三者行為・利用者過失・突発事故等に起因することが多く、発生頻度・規模が不確定であるため、保守業務に含めると事業者側のリスクが過大となり、入札価格に影響します。 つきましては、ガラス破損修理は保守の範囲から除外し、原則として「経常修繕」または「原因者負担(第三者行為・利用者過失)／不可抗力条項」に基づく別途精算として整理いただけないでしょうか。	入札公告時に示します。
123	要求水準書(案)	38	4.4.					用語の定義	保守に含まれる「消耗部品又は材料」の範囲を具体的にご教示ください。 例:照明器具本体、LEDモジュール、電源ユニット(ドライバ)、非常灯バッテリー、空調ベルト、パッキン、弁・フロート、プレフィルター・ケミカルフィルター等は保守／経常修繕のいずれでしょうか。	照明器具本体、LEDモジュール、電源ユニット(ドライバ)、非常灯バッテリー、空調ベルト、パッキン、弁・フロート、プレフィルター・ケミカルフィルター等は経常修繕に含まれます。 軽微な作業が保守の対象となります。
124	要求水準書(案)	38	4.4.					用語の定義	保守の定義内に「照明器具のランプ交換」とありますが、一体型のLED機器について、本体ごとの交換する場合は、経常修繕もしくは計画修繕となる認識でよろしいでしょうか。	No123を参照してください。
125	要求水準書(案)	38	4.4.					用語の定義	保守の定義内に「空調機フィルター交換」とありますが、高性能フィルターやケミカルフィルターなど高価なものを交換する場合は、経常修繕もしくは計画修繕となる認識でよろしいでしょうか。	No123を参照してください。
126	要求水準書(案)	38	4.5.1	(1)				造成工事起因不具合の責任分担	別途発注された造成工事で整備された雨水貯留槽は、本事業で維持管理対象となりますが、雨水貯留槽の施工起因で他の設備に不具合が波及した場合は、県もしくは造成工事の受注事業者にて、関連したすべての不具合を修繕してもらえとの理解でよろしいですね。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書(案)	38	4.5.1.	(1)				業務対象施設(建築物等)	雨水貯留槽の設置は別途発注の造成工事で行うとありますが、入札公告時に容量等の設備詳細を公開されますでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	要求水準書(案)	38	4.5.1.	(1)				建築物等	雨水貯留槽の設置は県が別途発注する造成工事で行うが、雨水貯留槽の維持管理は本事業の事業範囲と記載がありますが、施工時に起因する不具合については別途発注を予定されている造成工事の施工業者が対応するという認識で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	要求水準書(案)	39	4.5.1.	(1)				業務対象施設	点検・保守・経常計画修繕業務について、本事業により整備する備品を含むとありますが、資料23「調達備品リスト」に記載のない備品は点検・保守・経常計画修繕業務の対象外でよろしいでしょうか。	資料23「調達備品リスト」に基づき整備した備品は、点検・保守・経常計画修繕業務の対象外となります。 ただし、建設工事の中で整備した窓口表示等システムの構成品及び工事で整備した備品(ブラインド等)は、点検・保守・経常計画修繕業務の対象となります。
130	要求水準書(案)	38	4.5.1.	(1)	※			雨水貯留槽	「※ 雨水貯留槽の設置は県が別途発注する造成工事で行うが、雨水貯留槽の維持管理は本事業の事業範囲」とありますが、設置される設備や機器の仕様および機器の設置位置をご教示ください。	No1を参照してください。
131	要求水準書(案)	39	4.5.2.	(1)	ア			監視業務	「庁舎に常駐せず遠隔地における監視を可とするが、事業者は、モニター監視による異常等の早期発見に努めるとともに、対象設備・機器等に異常を感知した場合には、直ちに整備対象施設に急行し確認のうえ、連絡等適切な処置をとること」と記載されています。事業者は庁舎に常駐しない場合には遠隔地で対象設備・機器等の監視(代表信号一括)を行い、異常を感知すれば直ちに整備対象施設に連絡し、必要に応じて出勤・対処するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	要求水準書(案)	39	4.5.2.	(1)	ア			監視業務	事業者は、庶務事務室に設置する中央監視設備を用い、開庁時間内において、対象設備・機器の監視、操作及び記録を行うこととされていますが、事業者の設備管理員は、2階庶務事務室に入室して、監視業務を行って良いのでしょうか。 その場合、設備管理員が使用する机、椅子、棚などの設置費用は、本事業のサービス購入料に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	前段、後段とも、ご理解のとおりです。 ただし、常駐する必要はありませんので、設備管理員が使用する備品等は事務室以外に専用室を設けて設置してください。
133	要求水準書(案)	39	4.5.2.	(1)	ウ			監視業務	閉庁時は県職員が監視業務を行うとされていますが、その際に発生した軽微な復旧操作(プレーカーの復旧、スイッチの入り切り等)について、県職員が行う範囲と事業者が急行すべき範囲の境界線はどこにあるとお考えでしょうか。	事業者選定後に協議します。
134	要求水準書(案)	39	4.5.2.	(1)	ウ			監視業務	閉庁時間帯及び閉庁日は貴県職員が対応されるとありますが、当施設内にて宿直・日直勤務される予定でしょうか。	ご理解のとおりです。
135	要求水準書(案)	39	4.5.2.	(1)	ウ			監視業務	閉庁時間帯及び閉庁日における中央監視業務は、県の職員(2名)が実施するとありますが、事業者においては開庁日の開庁時間帯のみ中央監視業務を行えば良いとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書(案)	39	4.5.2.	(2)				日常保守点検業務	本業務において視覚・聴覚・臭覚及び触覚による日常的な点検が求められていますが、設備管理員の常駐を想定されているのでしょうか。	常駐は想定していません。
137	要求水準書(案)	40	4.5.2.	(5)				経常計画修繕業務	事業期間内に大規模修繕の必要が生じることは想定しておらず、また、大規模修繕を行うことも想定していません。 ただし、整備不良等、事業者の責により大がかりな修繕を行わなければ要求水準が保てない場合には、修繕を求める可能性はあります。	事業期間内に大規模修繕の必要が生じることは想定しておらず、事業期間中に大規模修繕を行うことも想定していません。 ただし、整備不良等、事業者の責により大がかりな修繕を行わなければ要求水準が保てない場合には、修繕の実施を求める可能性はあります。
138	要求水準書(案)	40	4.5.3.	(1)				要求水準	本条の「漏水がないこと」「ひび割れがないこと」「錆び、腐食していないこと」等は、許容範囲(軽微なヘアクラック、汚れ・雨筋、表面錆、経年変色等)を一切認めない趣旨でしょうか。点検時の判定基準(幅mm、面積、長さ、腐食度等)または参考基準(JASS/JIS、建築保全業務共通仕様書等)をご提示ください。	「軽微なヘアクラック、汚れ・雨筋、表面錆、経年変色等」を認めない趣旨ではありません。 判定基準は、事業者選定後に協議します。
139	要求水準書(案)	40	4.5.3.	(1)				要求水準	本条の達成に必要な是正が、計画修繕や大規模修繕相当となる場合は、計画修繕時期までの暫定措置で可としていただけますでしょうか。	事象によるため、協議により決定します。
140	要求水準書(案)	41	4.6.3.	(1)				環境衛生管理業務	施設の消臭作業を実施することとありますが、想定されている作業範囲及び作業内容など詳細をご教示願います。	想定している業務はありません。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
141	要求水準書(案)	42	4.7.1.					植栽・外構等保守管理業務	技能試験コース内の修繕業務は対象外とするとありますが、技能試験コース内にある外構(門扉、植栽、構内舗装、場内排水等)、技能試験コース内及び周囲の緑地、コース内の路面標示(白線等)の引き直し、信号機・標識等の電氣的・構造的な故障修理も対象外との認識でよろしいでしょうか。	技能試験コース内にある外構(門扉、植栽等)、技能試験コース内及び周囲の緑地の維持管理は、事業の対象です。 技能試験コース内にある外構(構内舗装、場内排水等)、路面標示(白線等)の引き直し、信号機・標識等の電氣的・構造的な故障修理は対象外です。
142	要求水準書(案)	42	4.7.2.	(7)				外構水路清掃業務	「造成工事において設置する付替水路の浚渫(泥上げ)作業を年1回行うこと」とありますが、どの範囲まで必要でしょうか。想定している業務範囲となる付替水路の長さをご教示ください。	敷地北東部→北側→北西部を通る水路で、約600mとなります。
143	要求水準書(案)	42 43	4.7.2. 4.8.3.					植栽・外構等保守管理業務 庁舎清掃業務	これらの清掃業務を行う際、事業者の清掃員のための清掃員控室(更衣室、モップ洗浄、洗濯機などを設置)として、利用できる部屋はありますか。	資料12の1階No.32及びNo.33の部屋が該当します。
144	要求水準書(案)	43	4.8.3.	(1)	ア	(ア)		日常清掃業務	試験室・講習室の日常清掃は、試験・講習業務を行っていない時間を実施とありますが、日によって使用する部屋や時間は変動しますでしょうか。	日や時間により、変動します。清掃時間等については、事業者選定後に協議します。
145	要求水準書(案)	44	4.8.3.	(1)				床面清掃業務	「床面の材質に応じた方法により、洗浄・ワックス塗布及びカーペットクリーニングを年2回以上行うこと。」とありますが、ノンワックス床材やコーティングを使用する場合は必ずしもワックス塗布を行う必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	要求水準書(案)	44	4.9					駐車場管理	駐車場は無料運用という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	要求水準書(案)	44	4.9.2					駐車場管理業務	駐車場管理業務において、資料27においては、駐車場管理員を業務日1日につき2名とすることになっています。駐車場管理員が使用する管理員控室(更衣室、休憩室)の設置は可能であり、サービス購入料に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書(案)	44	4.9.2.	(5)				駐車場管理業務	業務時間外の駐車場管理は、県職員が対応するとありますが、ここでの「業務時間」とは資料27「駐車場管理業務仕様書」に示す所定の日時を指すのでしょうか。	「2.2./ (3) 開庁日時」で示す開庁日、開庁時間以外の日時を指します。
149	要求水準書(案)	44 46	4.9. 5.2.					駐車場管理業務 駐車場誘導業務	駐車場管理業務と運営支援業務内の駐車場誘導業務は、資料27「駐車場管理業務仕様書」に示される管理員(業務日1日につき2名)にて一体的に実施する認識でよろしいでしょうか。	提案に委ねます。
150	要求水準書(案)	45	4.10.2.	(1)				警備監視業務 業務の範囲・要求水準	24時間警備について、夜間及び休日は県職員の当直勤務もあるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	要求水準書(案)	45	4.10.2.	(5)				警備監視業務 業務の範囲・要求水準	夜間及び休日は「機械警備」を標準と明記されているが、AIカメラの高度機能(人物検知)によるメール通報で、24時間画像監視サービスとする代替手段でも可能でしょうか。	可とします。
152	要求水準書(案)	45	4.10.2.	(5)				警備監視業務	夜間及び休日の機械警備を標準とするとありますが、本施設では夜間・休日においても県職員が勤務されたとお見受けします。セキュリティプランの策定のため、夜間及び休日において想定される県職員の主な動線をお示し願います。	現時点で動線の想定はありません。 事業者選定後に協議します。
153	要求水準書(案)	46	5.1.2.					総合案内業務	業務日について、「月曜日から金曜日まで」とありますが、来庁者の多い日曜日は貴県職員にて行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
154	要求水準書(案)	46	5.1.2.					業務日	業務日は【月曜日から金曜日(閉庁日を除く)】とありますが、日曜日や祝日の総合案内業務は事業者の業務に含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	No153を参照してください。
155	要求水準書(案)	46	5.1.2.					業務期間及び業務日	業務時間は午前8時30分から午後3時30分までとありますが、昼休憩の1時間は無人とすることは可能でしょうか。	可とします。
156	要求水準書(案)	46	5.1.3.					運営支援業務	運営支援業務において、資料28においては、月曜日～金曜日まで、午前8時30分～午後3時30分までの間、2名体制とすることになっています。運営支援業務の担当者が使用する担当者控室(更衣室、休憩室)の設置は可能であり、サービス購入料に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	要求水準書(案)	46	5.1.3.	(1)				交通安全PR業務	交通安全PR業務について、ポスター・チラシ等の配布物は貴県にて用意いただけるでしょうか。掲示や配布方法は事業者の提案で行うという認識でよろしいでしょうか。	前段、後段とも、ご理解のとおりです。
158	要求水準書(案)	46	5.1. 3.	(1)				交通安全PR業務	配布するポスター・チラシその他広報資材について、県が提供するものと事業者が準備するものの区分をご教示ください。	No157を参照してください。
159	要求水準書(案)	46	5.2.3.					駐車場誘導業務	駐車場誘導業務を行う管理員は有資格者の配置が必要でしょうか。	不要です。
160	要求水準書(案)	47	6.4.					使用料の徴収	自動販売機設置に伴うゴミ箱の設置面積については使用料の対象外との認識でよろしいでしょうか。	ゴミ箱の設置面積も使用料の対象となります。
161	要求水準書(案)	48	6.6.2.					各種証明用無人写真撮影機	現在の運転免許センターにおける無人写真撮影機の設置台数および売上実績について、可能な範囲でご提示ください。	現施設に無人写真撮影機は設置されておらず、外郭団体が行政財産使用許可を受け、有人による写真撮影業務を行っています。年間約270万円程度の売上があります。
162	要求水準書(案)	48	6.6.3	(1)				有料広告事業	実施方針「3.3.3.」に『利用料金を収受して事業を実施する形態を想定』と記載がある通り、県が事業者(SPC)に場所を貸し付け、事業者(SPC)が委託する有料広告事業の専門事業者(テナント)が自らの負担で機器調達・設置・運営を行いながら、一定の使用料を事業者(SPC)に支払い、事業者(SPC)は要求水準書(案)P47に規定の使用料を県に支払うスキームは、本事業の要求水準を満たしているという解釈でよろしいでしょうか。 また、上記スキームが要求水準を満たしている場合、事業者(SPC)が委託する有料広告事業の専門事業者(テナント)は、実施方針「2.4.1.」に定める本事業の業務を直接受託または請負う『応募グループの各構成員と協力企業』には該当することなく、実施方針「2.4.1.」(4)の重複参加制限の対象外という解釈で相違ないでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。 後段につきましては、協力企業となりますので、重複参加制限の対象となります。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
163	要求水準書(案)	48	6.6.3.	(4)				デジタルサイネージ設置場所	デジタルサイネージの設置について、屋外(エントランス前、外壁等)への設置可否および設置条件をご教示ください。	屋外への設置は不可とします。
164	要求水準書(案)	51	7.7.1.	(4)				任意提案事業	売店等の運営業務について、販売方法は事業者の提案にゆだねるものとすると思いますが、有人、無人を問わないという理解でよろしいでしょうか。	No30を参照してください。
165	要求水準書(案)	51	7.7.2					記載内容確認	当該箇所は、正しくは以下の記載内容でよろしいでしょうか。 (1)任意提案業務として利用できる場所は、計画地全体を対象とする。ただし、業務の遂行に支障を生じない範囲とする。なお、対象施設と利用条件は、事業者の提案をもとに県と事業者が毎年度協議を行い決定することを想定している。 (2)任意提案業務の事業内容(実施形態、料金体系、営業時間等)は、事業者の提案によるものとするが、公共施設内に設置されるものであることを考慮し、低廉で良質なサービスを心掛けること。なお、業務開始後の利用状況等により県と協議のうえ見直しをすることは可とする。 (3)事業者は、任意提案業務の実施計画を毎年度策定し、その内容について事前に県の承諾を得ること。事業開始後に、内容の変更を行う場合も同様とする。 (4)事業者以外の団体等に業務委託する場合は、適切な営業等がなされているかを事業者の責において確認するとともに、不適切な営業等が認められる場合には、速やかに改善を求めること。 (5)任意提案業務に必要な設備・備品・機器等は事業者が調達・設置し、事業期間終了時に撤去すること。 (6)事業者は事業期間内において、県の承諾を得て、任意提案業務を終了することができる。県は、任意提案業務の終了がやむを得ないと認める場合には、承諾するものとする。 (7)ただし、下記の内容の提案については認められない。 ア 公序良俗に反する事業 ・・・	ご理解のとおりです。
166	要求水準書(案)	51	7.7.2	(5)				運営業務	7.7.2の規定は、7.7.1売店等の運営業務にも適用されとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	要求水準書(案)	51	7.7.2	(5)				事業撤退ルール	県の承諾を得て、売店等の運営事業を撤退する場合には、ペナルティーは課されないとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
168	要求水準書(案)	51	7.7.2.	(5)	ウ			任意提案業務の実施計画	任意提案業務の実施計画の策定期間について、「毎年度策定」とありますが、事業契約締結後から開始となるのか、供用開始後から開始となるのかをご教示ください。	任意提案事業が開始される時期から開始となります。
169	要求水準書(案)	51	7.7.2.	(5)	オ			任意提案業務に必要な工事	任意提案業務に必要な施設整備費について、本事業費に含めて提案することが可能か、それとも事業者の独立費用として扱うのかをご教示ください。	事業者の独立費用となります。
170	要求水準書(案)	52	8.1.1					統括責任者	統括責任者は、現場に常駐しなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。また、統括責任者は、SPCに所属するものではなく、代表企業からの専任することでもよいとの理解でよろしいでしょうか。	前段につきましては、No173を参照してください。 後段につきましては、SPCに所属、代表企業または構成員や協力企業のいずれかからの専任とすることを可とします。
171	要求水準書(案)	52	8.1.1.	(1)				責任者	確認ですが、統括責任者は維持管理運営開始時点から配置するもので、施設整備期間(設計・工事期間)は不要との理解で宜しいでしょうか。 また、設計・工事期間中の業務責任者は設計責任者・現場代理人・監理技術者で考えたら宜しいでしょうか。	前段、後段とも、ご理解のとおりです。
172	要求水準書(案)	52	8.1.1.	(1)				業務実施体制	総括責任者と維持管理業務などの各業務責任者との兼務は可能でしょうか。又、各業務責任者間の兼務は可能でしょうか。	総括責任者と維持管理業務などの各業務責任者との兼務は可とします。また、各業務責任者間の兼務も可とします。 ただし、総括責任者、各業務責任者とも、3以上の責任者の兼務は不可とします。
173	要求水準書(案)	52	8.1.1.	(1)				業務実施体制	総括責任者と維持管理業務などの各業務責任者の本施設への常駐は必須ではないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	要求水準書(案)	53	8.3.2.					半期報告書	年度報告書と同様に当該半期の翌月末までの提出としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
175	要求水準書(案)	53	8.3.3.					その他	「事業者は、県が整備対象施設の保守・修繕に必要な点検、施設設備の試運転等を行う場合は、協力すること」と記載されています。貴県は整備対象施設でどのような保守・修繕を発注されるのかご教示ください。	県で整備する設備やシステム等の保守点検を想定しています。
176	資料5-1 造成工事とPFI事業における業務区分表							雨水排水工事	要求水準書(案)の雨水貯留槽への接続方法については事業者の提案と記載がありますが、『資料5-1 造成工事とPFI事業における業務区分表』ならびに『資料5-2 造成工事における事業区分図』と相違がある様に思われます。造成工事にて雨水貯留槽を計画されるにあたり、雨水流量計算・流域図等を計画されていると思われます。PFI事業範囲の施工においてはどの様に接続方法を検討する様に考えればよろしいでしょうか。雨水貯留槽への接続管底高・接続位置・接続最大管径等をご教示願います。	No1を参照してください。
177	資料5-1 造成工事とPFI事業における業務区分表							試験コース工事	雨水貯留槽上部に信号施設等を検討するにあたり、造成工事で設計検討されております雨水貯留槽の計画高さまでの土被り等の詳細図面のご教示願います。	No1を参照してください。
178	資料5-1 造成工事とPFI事業における業務区分表							造成工事	試験コースエリア外(建築廻り・駐車場エリア等)についても、現場CBR＝6以上での引渡しと考えてよろしいでしょうか。	No1を参照してください。
179	資料5-1 造成工事とPFI事業における業務区分表							仮設工事	現在想定されている造成工事からの引渡し時の仮設排水計画図等がありましたらご教示願います。	No1を参照してください。
180	資料5-2							造成工事における事業区分図	1工区の引渡し予定が令和11年10月と記載されていますが 本工事の着手は上記引渡予定日以降の認識でよろしいでしょうか。 また、2工区の造成工事は本工事期間と重なるとの認識でよろしいでしょうか。	前段、後段とも、ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
181	資料5-2 造成工事における事業区分図							事業区分図	要求水準書(案)の雨水貯留槽への接続方法については事業者の提案と記載がありますが、『資料5-1 造成工事とPFI事業における業務区分表』ならびに『資料5-2 造成工事における事業区分図』と相違がある様に思われます。造成工事にて雨水貯留槽を計画されるにあたり、雨水流量計算・流域図等を計画されていると思われます。PFI事業範囲の施工においてはどの様に接続方法を検討する様に考えればよろしいでしょうか。雨水貯留槽への接続管底高・接続位置・接続最大管径等をご教示願います。	No1を参照してください。
182	資料8_必要諸室及び仕様リスト	2						認知機能検査室	他人に周知することなく自然と別室に誘導できる構造とありますが、所定の室はありますか。参考図には職員EVからのみのアクセスとなっております。(2Fからのみのアクセス)	別室とは最寄りの相談室を指します。
183	資料8_必要諸室及び仕様リスト	3						交通安全啓発施設	用途欄が空欄となっていますが、どのような什器をどの程度設置される想定でしょうか。また、どのような利用者と利用方法を想定されているでしょうか。その場合は飲食のために一般開放されるでしょうか。	PFI事業範囲外であり、県が自転車や自動車のシミュレーター等を整備する予定です。利用者は幅広い年代をターゲットにしていますが、主に子ども連れを想定しています。ベンチ等は設置しますが、飲食専用のスペースは設置しません。
184	資料8	3						交通安全啓発施設	確認ですが、基本計画の想定平面図では庁舎東側に張り出す形状で300m2となっております。今回のコンペでは、売店機能20m2も含めてこのような形状でなくても良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	資料8	3						交通安全啓発施設	当該施設の運営、什器備品等の設置は県が行うという理解でよろしいでしょうか。その場合、具体的な施設内容、運営内容、什器備品等の詳細は、入札公告時にお示しいただけますでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、可能な限り、入札公告時に示します。
186	資料8_必要諸室及び仕様リスト	4						学科試験問題保管室+学科試験採点室	事務所内からの出入口と記載ありますが、学科試験室からと読み替えてよろしいでしょうか。	当該箇所は、「学科試験室からの出入口も設置し、入退室を管理できる設備を備える。」に修正します。
187	資料8_必要諸室及び仕様リスト	4						行政処分事務所	資料8必要諸室及び仕様リストの特記事項に原義保管倉庫とありますが、資料12諸室配置の参考図に記載がありません。行政処分事務所面積に含むと考えてよろしいでしょうか。	「原義保管倉庫」は、「倉庫(行政処分係)」に該当します。
188	資料8_必要諸室及び仕様リスト								「資料8 必要諸室及び仕様リスト」の空欄において、「※必須項目について記載しており、建築・機械設備・空調設備欄の空欄となっている箇所については提案に委ねることとするが、特記事項を参照し、必要な設備等を配置すること。」と記載されていますが、電気設備も建築等と同様の判断でしょうか。	ご理解のとおりです。
189	資料8							高齢者講習室	「実車指導(技能検査)の順番待ちを車内から遠隔表示できる設備の整備を可能とする構造とする。」とありますが、整備する内容のイメージやフロー図を共有いただけないでしょうか。	当該遠隔表示できる設備については、PFI事業の対象外とします。将来的にはそうした設備の導入も検討される可能性があるため、「整備を可能とする構造とする」という書きぶりとしています。
190	資料8							待合室	各聴聞室内からそれぞれ出入りができる構造とする。被処分者を番号表示と音声で呼び出せるようにモニターとスピーカーを設置する。とありますが、設置するモニターは備品整備ではなく、庁舎整備工事業務に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
191	資料9	1						特定盛土規制法の許可について	特定盛土規制法の許可工事完了前に事業者が建築行為に着手することが想定されておりますが、着手可能な範囲、着工可能なタイミング等についてご教示下さい。	令和11年10月から建築施工部分(南側)の施工、令和12年4月からコース施工部分(北側)の施工が可能となります。詳細は、資料5-2を参照してください。
192	資料13							保有車両一覧	現在保有の車両には、EV車は見受けられませんが、今後EV車を保有することを検討されおりますでしょうか。その際、県専用のEV充電設備等は必要でしょうか。	現時点では想定しておらず、県専用の充電設備は不要です。
193	資料13 保有車両一覧 資料25 引越物品リスト							保有車両 引越物品	資料13及び資料25に記載の物品等は、点検・保守・経常計画修繕業務の対象外でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	資料15							合格発表システム仕様	3.プリンタの現設置場所等について、各1台は予備機で採点室で保管とありますが、プリンタの数量は1台と記載あります。どちらの記載が正しいでしょうか。	3.プリンタのNo.10～13の数量は、1台が正しいです。現設置場所等の欄に記載の「各1台は予備機で採点室に保管」は誤記です。なお、本システムは県が更新設置するものです。
195	資料15							合格発表システム仕様	合格発表システムは、現施設からの移設ではなく新庁舎に併せて更新設置するものである。と記載ありますが、本資料に記載の各ディスプレイ等は、備品整備ではなく、庁舎整備工事業務に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	本システムはディスプレイを含め、県で整備するものであり、必要な電気設備や吊下げインサート等をPFI事業の庁舎整備工事で整備してください。
196	資料18	1	2	1				窓口表示・番号表示呼び出しシステム仕様書	2 階試験受付(8 か所) の上部にモニターを設置すること。とありますが、このモニターは資料25に記載の引越物品リストに記載のモニターを使用するという理解でよろしいでしょうか。	資料25とは別に整備してください。
197	資料18	2	3	1				窓口表示・番号表示呼び出しシステム仕様書	1階免許窓口(4か所)、2階待合室(聴聞室① ②の前室、1か所)の上部にモニターを設置すること。とありますが、このモニターは資料25に記載の引越物品リストに記載のモニターを使用するという理解でよろしいでしょうか。	No196を参照してください。
198	資料22	1	1	(3)				カーブミラー	「カーブミラーの設置箇所は、県担当者と協議すること。」とございますが、提案時の参考数量をお示し頂けますでしょうか。積算時の根拠としたいため。	3本を想定しています。(資料22参照)現レイアウトにおける設置場所は、別紙「設置予定箇所図」を参照ください。
199	資料22	1	1	(4)				目隠しフェンス	「目隠しフェンスのサイズ・設置箇所は、県担当者と協議すること。」とございますが、提案積算時の根拠としたいため、参考数量として施工想定範囲と想定高さをお示し頂けますでしょうか。	「二輪:概ね高さ2m×幅4m(3箇所)」「四輪:概ね高さ4m×幅8m(2箇所)」を想定しています。なお、必要な高さを確保するために、基礎等で一定の高さを確保することも可とします。現レイアウトにおける設置場所は、別紙「設置予定箇所図」を参照ください。
200	資料22 技能試験コース等に設置する機器及び工作物仕様書							技能試験コース等に設置する機器及び工作物	資料22に記載の機器及び工作物(立体障害物・標識類・信号機類・道路標示(ほか))は点検・保守・経常計画修繕業務の対象外でよろしいでしょうか。	No141を参照してください。
201	資料23 調達備品リスト	3						交通安全啓発施設	No.51交通安全啓発施設の備品について記載がありませんが、事業者で用意する必要はないという認識でよろしいでしょうか。	No185を参照してください。

No	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項	回答
202	資料23 調達備品リスト							調達備品	資料23に記載の調達備品は、点検・保守・経常計画修繕業務の対象でしょうか。	No129を参照してください。
203	資料23							書庫等	書庫等については「提案」とされていますが、提案に当たり各諸室で保管する書類量や収納量の想定がありましたらご教示ください。	現時点で想定はありません。
204	資料23								サイズの記載がない備品については事業者提案との理解でよろしいでしょうか。なお、ホワイトボード、パーテーション等について必要最小寸法等の条件がありましたらご教示ください。	前段につきましては、ご理解のとおりです。 後段につきましては、No69を参照してください。
205	資料24	1						免許係倉庫	移動書架としてもよい、と記載されておりますが、その場合想定の大きさはございますでしょうか。	No69を参照してください。
206	資料24							備品特記仕様書	免許窓口において、番号表示用の電光掲示板4台(銀行の窓口のようなもの)を設置すること。と記載がございしますが、この電工掲示板は備品整備ではなく、庁舎整備工事業務に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	資料25							引越物品リスト	本リストに記載の既存施設から移設する備品及び視聴覚設備等の移転設備の修繕・更新は、本事業の業務対象範囲外という理解でよろしかったでしょうか。	No193を参照してください。
208	駐車場管理業務仕様書 資料27	1	5	(1)	ア			業務体制	管理員は、業務に1日につき2名とあるが、トイレ等で配置場所を一時離脱する場合は、当該配置場所における業務の継続が必要でしょうか。仮に必要な場合、管理員1名追加で業務体制が3名となるが、見解をお聞かせ下さい。	トイレ等で配置場所を一時離脱することは認めますが、極力影響のないように運用等を検討してください。
209	駐車場管理業務仕様書 資料27	2	5	(2)	ア			業務日	仕様書の別紙「車両誘導の実績」について、このような当該年度の配置計画予定が、年度または月次で事前に示されるのでしょうか。	現時点では予定していません。 事業者選定後に協議します。
210	資料27 駐車場管理業務仕様書 資料28 総合案内業務仕様書							駐車場管理業務 総合案内業務	事業者に対する指揮監督は、奈良県警察本部交通部運転免許課長が行うとありますが、本業務については派遣業務を想定されていますでしょうか。	派遣業務に限定しての想定はしていません。
211	資料28 総合案内業務仕様書							総合案内業務	業務体制は2名体制とありますが、時間差で1名ずつ休憩(1時間)をとり、休憩時間中は1名勤務でもよろしいでしょうか。	No155を参照してください。
212	奈良県警察運転免許センター新庁舎整備事業 要求水準書(案)に関する 質問及び事業者ヒアリング に係る実施要領	1	2.3.					参加資格	事業者ヒアリングの実施日に実施方針「2.4.入札に参加する者の備えるべき参加資格要件」の要件を満たす、または満たす見込みである者と記載がありますが 今回提供の資料に実施方針はないと思います。 令和8年3月26日に公表されている実施方針の資料に記載されている 要件を満たしておけば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	要求水準書(案)に関する 質問及び事業者ヒアリング に係る実施要領	2	2.7					事業者ヒアリングについて	単独参加の場合でも15分では十分な質疑応答時間の確保が難しいと考えております。単独参加の場合でも30分は頂きたく、見直しをご検討いただけますでしょうか。	事業者ヒアリングの時間は単独企業及び2者のグループの場合30分、3～4者のグループの場合45分、4～5者以上のグループの場合60分、6者以上のグループの場合75分とします。
214	実施要領	2	2.7					事業者ヒアリングの所要時間等	単独企業もしくは2者のグループの場合15分とありますが、30分程度としていただくことはできませんでしょうか。	No213を参照してください。
215	要求水準書(案)に関する 質問及び事業者ヒアリング に係る実施要領	2	2.7					事業者ヒアリングの所要時間等	事業者ヒアリングの時間を単独企業ならびに2者のグループの場合においても可能であれば30分として頂ければ幸いです。ご検討をよろしくお願い致します。	No213を参照してください。
216	実施要領	2	2.7.					事業者ヒアリングの所要時間等	「サービスの質を高めるに資すると判断される意見等を入札説明書等の公表資料に反映することを目的」に本ヒアリングが実施されますが、時間の設定が短いように思います。必要な対話が行われた場合、1つの事項に10分程度かかると思います。貴県の判断で所要時間の超過もあることを想定して頂けないでしょうか。	No213を参照してください。
217	事業者ヒアリングに係る実施要領	2	2.7.					所要時間等	ヒアリング時間について、単独・2者の場合15分と記載があります。念のためですが、15分程度の延長ができる設定を考慮していただくことは可能でしょうか。【Max30分】のイメージとなります。	No213を参照してください。
218	基本計画	43						3階平面図	3階平面図に機械室が2室ありますが、想定されている機械をご教示ください。	提案に委ねます。 また、要求水準書(案)資料12を参照してください。